

旭川医科大学名誉教授称号授与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学名誉教授称号授与規程の一部を改正する規程

旭川医科大学名誉教授称号授与規程（平成16年旭医大達第48号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(名誉教授の選考対象としない要件)</p> <p>第4条 次の各号の一に該当し、本学名誉教授に相応しくないと判断された者は、名誉教授の選考対象としない。</p> <p>(1) 本学の名誉又は社会的信用を著しく傷つけた場合</p> <p>(2) 故意又は重大な過失により本学等に損害を与えた場合</p> <p>(3) 法令又は本学の諸規則に違反した場合</p> <p>(4) 職務上の義務に違反した場合</p> <p>(5) その他前各号に準ずる行為を行った場合</p> <p>2 学長は、退職する教授が、前各号の一の要件に該当するか否かを調査し、該当した者について教育研究評議会（以下「評議会」という。）の議を経て、名誉教授の選考対象としないことを決定する。</p> <p>(選考)</p> <p>第5条 名誉教授の選考は、評議会の議を経て学長が行う。</p> <p>2 第2条各号の一に該当する者（第4条に該当する者を除く。）があるときには、学長は、その者を名誉教授候補者として評議会に付議</p>	<p>(略)</p> <p>(名誉教授の選考対象としない要件)</p> <p>第4条 次の各号の一に該当し、本学名誉教授に相応しくないと判断された者は、名誉教授の選考対象としない。</p> <p>(1) 本学の名誉又は社会的信用を著しく傷つけた場合</p> <p>(2) 故意又は重大な過失により本学等に損害を与えた場合</p> <p>(3) 法令又は本学の諸規則に違反した場合</p> <p>(4) 職務上の義務に違反した場合</p> <p>(5) その他前各号に準ずる行為を行った場合</p> <p>2 学長は、退職する教授が、前各号の一の要件に該当するか否かを調査し、該当した者について教育研究評議会（以下「評議会」という。）の議を経て、名誉教授の選考対象としないことを決定する。 <u>この場合の議決方法は次条第3項を用いる。</u></p> <p>(選考)</p> <p>第5条 名誉教授の選考は、評議会の議を経て学長が行う。</p> <p>2 第2条各号の一に該当する者（第4条に該当する者を除く。）があるときには、学長は、その者を名誉教授候補者として評議会に付議する。</p>

する。

(削除)

(略)

(称号の取消し)

第7条 学長は、名誉教授の称号を授与された者が、第4条第1項各号のいずれかに該当し、本学名誉教授に相応しくないと認めるときは、教育研究評議会の議を経て、当該称号を取り消すことができる。(新設)

2 学長は、前項の規定により名誉教授の称号を取り消したときは、当該者に対し、第6条の規定により交付した辞令書の返還を求めるものとする。(新設)

3 前項の規定により返還を求められた者は、当該返還ができない場合は、その理由を学長に届け出なければならない。(新設)

附 則

この規程は、令和8年6月10日から施行する。

【改正理由】

名誉教授の称号の授与後において、当該称号を保持することが本学名誉教授として相応しくないと認められる事由が生じた場合又は判明した場合に、本学として適切に対応できるよう、称号の取消しに関する根拠及び手続を明確化するため、所要の改正を行うものである。

3 名誉教授の称号の授与の議決をするためには、評議会構成員の3分の2以上の者が出席し、出席者の過半数の者の賛成がなければならない。

(略)